

第3 国民保護関係

国民保護

(1) 石川県国民保護計画の策定

ア 目的

石川県国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

(これまでの経緯等)

- ・平成 16 年 9 月：国民保護法施行
- ・平成 17 年 3 月：「国民の保護に関する基本指針」策定（政府）
- ・平成 17 年 3 月：「石川県国民保護対策本部及び石川県緊急処理事態対策本部条例」及び「石川県国民保護協議会条例」制定
- ・平成 18 年 1 月：「石川県国民保護計画」作成
- ・平成 19 年 3 月：「市町国民保護計画」作成完了

イ 石川県国民保護計画のポイント

(ア) 計画作成にあたっての基本的考え方

- a 国の定めた基本指針に基づき、「都道府県国民保護モデル計画」を基本に、本県の計画作成するとともに、任意的記載事項とされているものについても積極的に盛り込んだ。
 - ・緊急事態対策室の設置（初動体制の確保）
 - ・公共施設等における安全確保
 - ・関係法令の規定事項の記載、イメージ図の多用等分かりやすいものとするための工夫 など
- b 計画作成にあたって、本県の地域特性に特に配慮した。
 - ・日本海に突出した能登半島、長い海岸線、冬期の積雪等の自然条件
 - ・志賀原子力発電所、七尾国家石油ガス備蓄基地の立地 など

(イ) 平素からの備え

- a 日本海に面し、背後を白山などの高い山に囲まれているという本県の地理的特性を考慮し、隣県（富山県、福井県、岐阜県）との連携体制を強化するよう明記した。
- b 別途避難マニュアルを作成するなど、必要な資料を準備することとした。

(ウ) 初動体制の確保

初動体制として、注意配備体制、警戒配備体制をとるとともに、県国民保護対策本部設置前の段階においても、事態の状況に応じて、緊急事態対策室を設置し、迅速な対応を行うこととした。

(エ) 本県の地域特性への配慮

- a 長い海岸線を有することへの配慮
 - ・長い海岸線を有する等の地域特性から、県警察、市町等と連携し、海岸における不審者情報等の通報体制の整備に努めることとした。

- b 日本海に突出した能登半島を有することへの配慮
 - ・避難にあたっては、状況に応じて、海上保安庁、自衛隊、県警察、関係市町、運送事業者等と連携して、住民の避難のための船舶や航空機等交通手段を確保することとした。
- c 冬期の積雪への配慮
 - ・避難にあたっては、避難経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要することや基幹道路の除雪状況を確認する必要があることなどに留意することとした。
- d 志賀原子力発電所に係る武力攻撃原子力災害への対処
 - ・石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に定められた措置に準じて対応するとともに、国の対策本部と連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けた避難の実施や応急対策の実施体制の迅速な確立を図ることとした。
 - ・原子力規制委員会に対して、原子炉の運転停止等の措置を命ずるよう要請するとともに、直接、原子力事業者に対して、原子炉の運転停止等の措置を要請することとした。
- e 七尾国家石油ガス備蓄基地等に係る武力攻撃災害への対処
 - ・石川県石油コンビナート等防災計画に基づき対処するとともに、生活関連等施設に関する措置、危険物質等の取扱所に関する措置も講ずることとした。

(2) 国民保護に関する主な取組概況

ア 石川県国民保護協議会の開催

- ・平成 17 年 5 月 25 日 計画案の基本的な考え方に係る審議
- ・平成 17 年 10 月 7 日 計画案の諮問、審議
- ・平成 17 年 12 月 16 日 計画案の審議、了承
- ・平成 18 年 4 月 27 日 県の主な取組等について報告
- ・平成 21 年 5 月 21 日 計画変更案の諮問、審議、了承

イ 石川県国民保護計画（案）に対するパブリックコメントの募集

- ・募集期間：平成 17 年 10 月 17 日～11 月 18 日
- ・意見件数：101 件（33 人）

ウ 石川県国民保護計画の作成

- ・平成 17 年 12 月 27 日 国（内閣総理大臣）への正式協議
- ・平成 18 年 1 月 20 日 石川県国民保護計画の閣議決定・作成
- ・平成 18 年 1 月 24 日 県議会（厚生環境委員会）への報告及び公表
- ・平成 22 年 3 月 19 日 石川県国民保護計画の変更の閣議決定、県議会への報告及び公表

エ 各種マニュアルの作成

(ア) 石川県国民保護計画避難マニュアルの作成

- ・避難実施手順書としての避難マニュアル作成

(イ) 石川県国民保護計画情報収集・伝達マニュアルの作成

- ・情報伝達実施手順書としての情報収集・伝達マニュアル作成

(ウ) 石川県国民保護計画輸送マニュアルの作成

- ・輸送実施手順書としての輸送マニュアル作成

- (エ) 石川県国民保護計画救援マニュアルの作成
・救援実施手順書としての救援マニュアル作成

オ 市町国民保護計画の作成

- ・平成 18 年 5 月 24 日 市町国民保護計画作成担当者研修会の開催
- ・平成 19 年 1 月 17 日 小松市、輪島市、加賀市、白山市、宝達志水町（5 市町）の作成完了
- ・平成 19 年 2 月 14 日 金沢市、七尾市、かほく市、能美市、川北町、野々市町、能登町（7 市町）の作成完了
- ・平成 19 年 3 月 1 日 珠洲市、羽咋市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町（7 市町）の作成完了

(3) 石川県危機管理フォーラムの開催

ア 開催日時

平成 26 年 11 月 24 日（月・振休）13:30～15:30

イ 開催場所

石川県地場産業振興センター新館 コンベンションホール

ウ 参加者

約 300 人

エ 主催

主催 石川県（一財）消防科学総合センター

オ 講演（国民保護）

講演者 加藤 雅広 氏（内閣官房副長官補付参事官）

演 題 「危機への備え～国民保護のしくみについて～」

カ 講演（防災）

講演者 牛山 素行 氏（静岡大学防災総合センター教授）

演 題 「地域を知り、防災を考える」

(4) 石川県国民保護訓練の実施

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 42 条では、県知事、市町長等は、国民保護計画の定めるところにより、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならないとなっている。

平成 26 年度中に実施された国民保護訓練の概要については以下のとおり。

ア 目的

国民保護法及び石川県国民保護計画に基づき、県・市町・関係機関の職員の参加のもと、国民保護事案を想定した図上訓練を実施し、訓練参加者の国民保護措置に対する対応能力の向上及び関係機関相互の連携強化を図る。

イ 実施日時

平成 27 年 2 月 10 日（火）13 時 30 分～16 時 30 分

- ウ 実施場所
石川県庁、能美市役所
- エ 主催
石川県
- オ 参加協力機関及び参加人数
8 機関 約 130 人
石川県、能美市、能美広域事務組合消防本部、石川県警察本部、金沢海上保安部、
陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊、航空自衛隊第 6 航空団、自衛隊石川地方協力本部
- カ 事態（訓練）想定
テロ組織により、能美市内において爆発物や化学剤を使用した大規模テロが発生する。
- キ 主な訓練内容
事案発生から国の事態認定を受け、県の緊急対処事態対策本部が設置されるまでの間に
おける初動対応に係る訓練を実施する。
・情報収集・伝達訓練（被害情報の収集など）
・対策立案訓練（避難対象地域、避難先、避難手段の検討など）
・緊急対処事態対策本部会議開催訓練